5　近畿地方整備局の道路計画第一課は、第一項に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の計画（建政部及び河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

6　（略）

（道路工事課の所掌事務）

第百二条　（略）

2　道路工事課（東北地方整備局、関東地方整備局及び中部地方整備局を除く。）は、前項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の実施（近畿地方整備局にあっては、河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

3　東北地方整備局及び関東地方整備局の道路工事課は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の実施（東北地方整備局にあっては河川部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾空港部に置く課等）

第百六条　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。

港政課

港湾管理課

港湾計画課

港湾事業企画課

港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）

港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

海洋環境・技術課

港湾空港防災・危機管理課

特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）

クルーズ振興・港湾物流企画室

工事安全推進室（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

品質確保室

首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）

近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）

（港湾空港整備・補償課の所掌事務）

第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　（略）

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること及び他課（東北地方整備局にあっては、他課及び工事安全推進室、関東地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課及び近畿圏臨海防災センター、九州地方整備局にあっては、他課及び工事安全推進室）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

4　関東地方整備局及び近畿地方整備局の道路計画第一課は、第一項に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の計画（関東地方整備局にあっては建政部の所掌に属するものを、近畿地方整備局にあっては建政部及び河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（道路工事課の所掌事務）

第百二条　（略）

2　道路工事課（東北地方整備局及び中部地方整備局を除く。）は、前項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の実施（近畿地方整備局にあっては、河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

3　東北地方整備局の道路工事課は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の実施（河川部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾空港部に置く課等）

第百六条　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。

港政課

港湾管理課

港湾計画課

港湾事業企画課

港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）

港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

海洋環境・技術課

港湾空港防災・危機管理課

特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）

クルーズ振興・港湾物流企画室

工事安全推進室（関東地方整備局に限る。）

品質確保室

首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）

近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）

（港湾空港整備・補償課の所掌事務）

第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務（関東地方整備局にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　（略）

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること及び他課（関東地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）